

## 地域活性化起業人制度（企業派遣型）による派遣に関する協定書（案）

静岡市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）とは、「地域活性化起業人制度」推進要綱（令和3年3月30日（総行応第78号）制定）に基づく乙の社員の甲への派遣に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、多様化する行政ニーズに対応し、市民サービスの維持向上を図る業務効率化の実施に資するために甲に派遣される乙の社員に関し必要な事項を定めるものとする。

（社員の派遣）

第2条 乙が派遣する社員（以下「派遣員」という。）の氏名は、次のとおりとする。

〇〇〇〇（〇〇年〇月〇日入社）

（身分及び所属）

第3条 派遣員は、派遣期間中においても、乙の社員の身分を有するものとする。

- 2 派遣員の甲における所属は、総合政策局DX推進課とする。
- 3 派遣員が行う業務は、「システム最適化アドバイザー」としての業務とし、おおむね次のとおりとする。ただし、これ以外に必要な業務が発生した場合は、甲乙協議のうえ決定する。
  - （1）各課へのヒアリングの実施及び課題の整理
  - （2）各課に対する地方自治体での先進事例や調査結果等の情報提供
  - （3）全体最適の視点に立った、適切なシステム・サービスの提案
  - （4）調達に向けた仕様書案やサービスカタログ等の各種ドキュメント作成支援
  - （5）その他関連業務

（派遣期間）

第4条 派遣員の派遣期間は、令和8年〇月〇日から令和9年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲、乙いずれからもそれぞれの相手方に対し書面による異議の申出がなされないときは、当該期間は、1年を超えない範囲内で、通算して3年を限度として延長するものとする。

- 2 前項の規定に関わらず、甲及び乙は、1月前までに文書により相手方に通知することにより、派遣期間の延長又は短縮を求めることができる。
- 3 前項の通知があった場合、甲及び乙は、派遣期間について誠実に協議し、決定するものとする。

（サービス）

第5条 派遣員のサービスは、乙の承認を得て甲の命ずるところによる。

（法令及び職務上の指示に従う義務）

第6条 乙は、派遣員に対し、法令（甲の条例、規則等を含む。以下同じ。）を遵守させるとともに、派遣員が配属される甲の部署（以下「所属」と言う。）の上司等の職員の指示に従うよう指導するものとする。

（従事制限等）

第7条 甲は、派遣員の派遣期間中に、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）派遣員を行政処分、行政指導、契約、出納金等の金銭の取扱い及び乙に対する補助金交付に係る業務に従事させてはならないこと。

（2）派遣員に乙の社員たる地位又はこれによる影響力を利用させてはならないこと。

（信用失墜行為の禁止の指導）

第8条 乙は、派遣員が甲の職の信用を傷つけ、又は甲の不名誉となるような行為をしないよう指導するものとする。

（守秘義務）

第9条 乙は、派遣員が甲の業務において知り得た秘密を、甲の業務の継続中又は終了後を問わず、甲の承諾なく、乙の役職員を含む第三者に開示し、又は漏洩させてはならない。

（管理者及び監督者の責務）

第10条 甲における所属の管理者及び監督者（以下「管理者及び監督者」という。）は、派遣員が心身ともに健康な状態で業務に従事できるよう配慮しなければならない。

2 管理者及び監督者は、派遣員が前項に規定する状態で業務に従事することができない事情が生じたときは、速やかに自らの上司及び乙に報告しなければならない。

3 甲及び乙は、前項の規定による報告があったときは、互いに協力して対応するものとする。

（出勤状況等の通知及び報告）

第11条 甲は、派遣員の出勤、休暇取得状況等に関し、定期的に乙に通知する。また、乙は必要に応じ、甲に報告を求めることができる。

2 甲及び乙は、前項の規定による報告の内容について、静岡市情報公開条例（平成15年静岡市条例第4号）の規定の範囲内で保護されることを確認する。

（給与等）

第12条 派遣員の給与及び賞与は、乙の定める支給基準に従い、乙が派遣員に直接支給する。

2 甲は前項の規定により、乙が派遣員に支給する給与の一部を負担金として、乙に支払うものとする。

3 前項の負担金は、1年につき610万円とする。この場合において、1年に満たない期間については、610万円を月割りにより計算した額を限度とするものとし、1月未満の端数があるときは1月として計算する。

4 前項後段の規定により計算した負担金の額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

5 第3項に規定する負担金は、甲の指示に基づき、乙が甲に対して請求書を提出し、甲が

乙の指定する口座に振り込むこととする。

(通勤手当)

第13条 派遣員の通勤手当は、甲における所属を勤務地とみなし、乙の関係規程に基づいて乙が支給する。

(旅費)

第14条 派遣員の派遣中の出張旅費は、甲の関係規程に基づいて甲が支給する。ただし、派遣元への業務報告並びに派遣元における健康診断及び研修による出張旅費については、乙の関係規程に基づいて乙が支給する。

(勤務時間、休日、休暇等)

第15条 派遣員の勤務時間、休日、勤務を要しない日及び休憩時間については、甲の関係規定を適用する。ただし、これによりがたい場合は、甲、乙協議の上決定するものとする。

- 2 派遣員は、第4条に定める派遣期間中の各月における甲の開庁日の二分の一以上の日数をもって、甲の区域内で業務に従事する。
- 3 派遣員は、第4条に定める派遣期間中の全期間における甲の開庁日の二分の一を超える日数をもって、甲の区域内で業務に従事する。
- 4 派遣員の休暇については、乙の関係規程を適用する。
- 5 派遣員の休暇の承認（乙が派遣員に直接承認するものとして別に定めるものを除く。）並びに時間外勤務及び休日勤務の命令は、乙の依頼に基づき甲が指定する甲の職員が代理して行うものとする。
- 6 甲は、毎月、乙の指定する日までに、派遣員の1箇月ごとの休暇の取得状況、時間外勤務及び休日勤務の状況について、乙に報告するものとする。

(社会保険)

第16条 派遣員は、派遣期間中も乙の社員の加入する健康保険、厚生年金保険、厚生年金基金、雇用保険、介護保険及び労働者災害補償保険の被保険者とする。

(定期健康診断)

第17条 派遣員の労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく健康診断は、乙の基準により、乙において行う。

- 2 前項に係る費用は、全額乙が負担する。

(災害補償)

第18条 派遣員の業務中及び甲への通勤途中の災害に係る補償については、法令及び乙の関係規程の定めるところにより、乙が処理するものとする。

(損害を与えた場合の処理)

第19条 派遣員が、派遣期間中に故意又は過失により甲及び第三者に損害を与えた場合は、他に責めを負うべき者がある場合のほかは、乙がその責任において解決するよう努めるものとする。

(協定解除)

第20条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 本協定を履行することができないことが明らかと認められるとき。
- (2) 本協定の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（静岡市の事務事業の契約相手方が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（静岡市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- (4) 前各号に掲げる場合のほか、本協定の各条項に違反し、甲乙の信頼関係を破壊したとき。

（定めのない事項等の処理）

第21条 この協定に定めるもののほか、派遣期間中の業務について必要な事項及び疑義が生じた事項については、その都度甲、乙協議の上処理するものとする。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 静岡県静岡市葵区追手町5番1号

静岡市長

乙